

## ボランティア活動補償制度について

身近な生活において多様な犯罪が多発する中、皆様が日頃のウォーキングやジョギング又は犬の散歩などを兼ねて、気軽にパトロールを実施することにより、地域での防犯活動推進や犯罪の抑止に貢献することにつながります。

しかし、このような活動中に、不幸にも偶然なる事故が起こることが考えられます。「活動中に事故にあってケガをしてしまった。」また「活動中に人にケガをさせてしまった。」など・・・

ボランティア活動補償制度は、こうした活動中の事故を救済し、皆様が安心して活動できるように保証するためのものです。



### 補償内容

#### ～傷害保険～

急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金（死亡・後遺障害、入院、通院）を支払います。

| 内容      | てん補限度額       | 備考      |
|---------|--------------|---------|
| 死亡・後遺障害 | 1名につき 500万円  |         |
| 入院      | 1日につき 3,000円 | 180日を限度 |
| 通院      | 1日につき 2,000円 | 90日を限度  |

#### (事故例)

- ・ 防犯ウォーキング中に、転んでケガをしてしまった。
- ・ 防犯ウォーキング中に、交通事故にあっけしき、ケガをしてしまった。

## ～賠償責任保険～

急激かつ偶然な事故により、他人の生命・身体を害し、または他人の財物を損壊した場合に、ボランティアが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

| 内容    | てん補限度額        |
|-------|---------------|
| 身体賠償  | 1名につき 6,000万円 |
|       | 1事故につき 2億円    |
| 財物賠償  | 1事故につき 100万円  |
| 保管物賠償 | 1事故につき 100万円  |

※ 1事故あたり免責金額（自己負担額）1万円を超える部分について、補償します。

### （事故例）

- ・ 防犯ウォーキング中に誤って通行人にケガをさせてしまった。

## ～保険の対象とならない事例～

### （事故例）

- ・ 防犯ウォーキング中に、飲食店に立ち寄るなど、本来の目的からはずれている場合。
- ・ 防犯ウォーキング中に転倒し、自分の所有する物品が壊れてしまった場合。

不幸にも事故が起きてしまったら・・・

いくら注意をしても、事故が起きてしまうことが考えられます。不幸にもそのような事故が起きてしまった場合は、すみやかに美浜区役所地域振興課（270-3122）へ連絡し、事故報告書を提出して、保険手続きを開始してください。（事故発生後7日以内に提出してください）。

### 【事故発生時の連絡事項】

- (1) お名前
- (2) 防犯ウォーキング登録No
- (3) 事故発生の日時、場所、内容、状況
- (4) 被害者と加害者の詳細（それぞれの住所・氏名・年齢・性別・電話番号など）

防犯ウォーキングは無理をせずに行ってください。

もし、犯罪等を目撃した場合は、犯人を捕らえる等の危険な行為は行わず直ちに警察へ通報してください。